

条 例

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例（平成十六年埼玉県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例

第一条中「議決事件等」を「議決事件」に改める。

第二条の見出し中「議決等」を「議決」に改め、同条第一項中「知事は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める」を「知事その他の執行機関が次に掲げる」に改め、「もの」の下に「及び法令の規定によりその策定について議会の議決を経なければならないもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第二条第一項に次の各号を加える。

一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画

二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、県行政の運営上特に重要なもの
第二条第二項を削る。

第三条中「知事」の下に「その他の執行機関」を加える。

附則第二項中「第二条第一項に」を「第二条第一号に」に、「第二条第一項（」を「第二条（」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二号の規定は、この条例の施行の日以降に策定される計画について適用する。

3 この条例の施行の日前に、知事その他の執行機関がした県行政の各分野において基本的な方向を定める計画（計画期間が五年未満のものを除く。）の策定、変更又は廃止に係る報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に策定されている計画のうち、次に掲げる計画は改正後の第二条第二号に規定する計画とし、附則第二項の規定にかかわらず、改正後の第二条（変更及び廃止に係る手続に限る。）及び第三条の規定を適用する。

- 一 彩の国文化創造ビジョン
- 二 埼玉県多文化共生推進プラン
- 三 埼玉県青少年健全育成推進プラン
- 四 埼玉県男女共同参画推進プラン
- 五 埼玉県消費生活基本計画
- 六 埼玉県防犯のまちづくり推進計画
- 七 埼玉県環境基本計画
- 八 埼玉県子育て応援行動計画
- 九 埼玉県地域保健医療計画
- 十 埼玉県健康長寿サポートプラン
- 十一 埼玉県産業元気・雇用アップ戦略
- 十二 埼玉県第二期科学技術基本計画
- 十三 第八次埼玉県職業能力開発計画
- 十四 埼玉県民の健康とくらしを支える食料・農業・農山村ビジョン
- 十五 埼玉県森林・林業長期ビジョン
- 十六 まちづくり埼玉プラン
- 十七 埼玉県教育振興基本計画